

平成24年 第2回定例会

美深町議会議録

平成24年6月11日 開会

平成24年6月13日 閉会

美深町議会

平成 24 年第 2 回定例会
美深町議会会議録

第 1 号 (平成 24 年 6 月 11 日)

◎議事日程 (第 1 号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 3 号 (平成 23 年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について)
- 第 6 報告第 4 号 (平成 23 年度美深町一般会計事故繰越し繰越計算書報告について)
- 第 7 一般質問
- 第 8 議案第 29 号の提案説明
- 第 9 議案第 30 号の提案説明
- 第 10 議案第 31 号の提案説明
- 第 11 議案第 32 号乃至議案第 35 号の提案説明
- 第 12 報告第 5 号 委員会報告
- 第 13 休会日の決定

◎出席議員 (11 名)

1 番 小口 英治 君	2 番 藤守 千代子 君
3 番 藤原 芳幸 君	4 番 南 和博 君
5 番 中野 勇治 君	6 番 山本 進 君
7 番 諸岡 勇 君	8 番 林 寿一 君
9 番 岩崎 泰好 君	10 番 齊藤 和信 君
11 番 倉兼 政彦 君	

◎欠席議員 (0 名)

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	渡辺英行君	住民生活課長	瓜田晃君
産業施設課長	木戸一博君	会計管理者	長岐和彦君
総務グループ主幹	川端秀司君	企画グループ主幹	玉置一広君
生活環境グループ主幹	望月清貴君	保健福祉グループ主幹	山崎義典君
税務グループ主幹	羽野保則君	農業グループ主幹	草野孝治君
施設グループ主幹	杉本力君	管理グループ主幹	南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長	宮原宏明君	教育長	石田政充君
教育次長	吉田克彦君	教育グループ主幹	後藤裕幸君
教育グループ主幹	荒木久恵君	幼児センター長	清水目桂子君

◎農業委員会

農業委員会会长	外崎敬雄君	事務局長	木戸一博君
---------	-------	------	-------

◎監査委員

代表監査委員	岡崎三郎君	事務局長	長谷川 浩君
--------	-------	------	--------

◎議会事務局

事務局長	長谷川 浩君	事務局副本主幹	中村 稔君
------	--------	---------	-------

開会 午前10時00分

◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は10名です。

南議員より所用のため午前中欠席の届けが出ておりますので報告をいたします。

定足数に達しておりますので只今から平成24年第2回美深町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において1番小口君、2番藤守君を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日から13日までの3日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から13日までの3日間と決定をいたしました。

◎ 日程第3 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第3 諸般の報告を行います。

局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

閉会中の議長の動向および閉会中の各委員会の活動につきましては別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に、閉会中に議長が受理した陳情等について申し上げます。

小中学校における完全給食の早期実施に関する要望書、現行法原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書、義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1へ

の復元、30人以下学級の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた要望書、道教委新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める要望書、けいれん性発声障害SDの研究治療等の推進を求める要望書、地方財政の充実・強化を求める要望書、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める要望書の7件であり、これらは資料としてその写しを配布しております。

次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。

町長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社美深振興公社にかかる経営状況を説明する書類、専決第6号 損害賠償の額の決定、専決第7号 平成23年度美深町一般会計補正予算第11号専決処分書、専決第8号 美深町児童館条例の一部改正についての専決処分書、専決第9号 損害賠償の額の決定、専決第10号 平成24年度美深町一般会計補正予算第2号専決処分書、代表監査委員から4月及び5月実施の例月出納検査の報告書、これら7件はいずれもお手元に写しを配布しておりますのでご覧いただきます。

次に、今定例会の提出議案ならびに出席説明員について申し上げます。

提出議案は町側提出のもの条例の一部改正3件、補正予算4件、報告2件の合計9件、議会側提出のもの議員派遣の承認の件1件です。

次に、今定例会の説明員として出席通知がありましたものの職・氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。

最後に今定例会の一般質問の通告について申し上げます。

一般質問通告者は藤原議員ほか1名であります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第4 行政報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言を求められておりますのでこれを許します。

町長。

○町長（山口信夫君） 行政報告といたしまして2件、1つは平成23年度各会計の決算状況の概要と、もうひとつは今春の農作業状況等についてご報告を申し上げます。

まず、平成23年度の美深町一般会計ほか各会計の決算状況についてであります。23年度の会計につきましては5月31日をもって出納閉鎖といたしまして現在それぞれ計数確認と決算書の調整を進めているところでありますが歳入歳出の決算状況につきまして一

般会計から順にご報告を申し上げたいと思います。

まず、一般会計でありますけれども、23年度の予算につきましては国の緊急総合経済対策として創設された地域活性化交付金にかかる繰越事業2億2,500万円余りがありましたが比較的大きな予算規模となったわけでありますけれども、自主財源の確保が大変厳しいことには変わりなく、これが執行にあたりましては補助金・交付金などの財源確保と経常経費の節減に努めながら諸事業の推進にあたってきたところであります。歳入のうち地方交付税について申し上げますが、雇用対策・地域資源活用等に対する財政措置が充実された前年度に比べて普通交付税で2.2%の減、特別交付税で1.4%の増となっておりまして地方交付税総額を比較しますと5,876万5千円、率にして1.9%の減少となっております。臨時財政対策債を含めた実質的な交付税総額で比較すると1億4,595万3千円、率にして4.4%の減であります。国を挙げて東日本大震災への対応がなされておりましたので特別交付税の減額も心配をしていましたところであります。結果として前年度を上回っております黒字決算の大きな要因となっているものであります。歳出につきましては繰越事業となった地域活性化対策事業を進めると同時に第5次総合計画のスタートの年として後年度に控える大型事業の準備を進めてきたところであります。不用額は9,757万4千円、予算額の2.1%となっております。平成23年度から24年度へ繰り越した事業は明許繰り越し3事業、事故繰り越し1事業でこれら的一般財源総額は6,012万4千円となっております。繰り越しの詳細についてはそれぞれ報告第3号、第4号で申し上げたいと思っております。結果、歳入48億7,709万5千円、歳出45億2,375万3千円、歳入歳出差引額は3億5,334万2千円となっております。ここから翌年度繰越事業の財源6,012万4千円を控除した実質収支額は2億9,321万8千円であります。このうち約半分の1億4,700万円を財政調整基金に編入いたしまして残る1億4,621万8千円あまりを24年度一般会計へ繰り越すこととしたところであります。これもひとえに議会のご理解ご協力の賜物とお礼を申し上げる次第であります。

次に、国民健康保険特別会計決算概要について申し上げます。

平成23年度の国民健康保険予算につきましては経済情勢及び前年度の繰越金があることなどを考慮しまして税率を据え置いたところであります。医療費の支出においては一般被保険者・退職被保険者合わせて前年度対比1%の減となっており黒字決算ができたところでございます。平成23年度の決算は歳入7億9,287万8千円、歳出7億7,837万4千円、歳入歳出差引額は1,450万4千円あまりであります。このうち800万円を基金へ積み立て、残りの650万4千円あまりを翌年度に繰越処理したいと存じます。

次に、後期高齢者医療保険特別会計決算について報告をいたします。

この特別会計の主な事業は保険料の徴収と北海道後期高齢者医療広域連合への保険料の納付等となっております。23年度の決算額は歳入6,123万9千円、歳出6,120万円、差引3万9千円あまりを24年度会計に繰り越しますがこれはすべて後期高齢者医療保険料でありまして平成24年度会計において保険料を北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するための財源となるものであります。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

歳出では要介護認定などを受けた介護サービス受給者にかかる保険給付費が3億7,348万円で歳出の87%を占めております。歳入の内訳といたしましては第1号被保険者保険料、国・道支出金、支払い基金交付金および一般会計繰入金などがありますが今年度は国などから交付される負担金の概算交付額の減少などによりまして介護給付費準備基金から繰り入れを行ったところであります。結果、決算額は歳入歳出ともに4億2,912万2千円となったところであります。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。

簡易水道事業会計につきましては、経年経過に伴う機械設備の保守点検に留意し常に清浄で安全な水の供給、事業運営の効率化に努めてまいりました。給水量につきましては136,740トン、決算額につきましては歳入歳出ともに4,358万1千円となったところであります。

最後に下水道事業特別会計について申し上げます。

下水道事業特別会計につきましては、自然環境の保全と快適な生活環境の向上を図るため施設の維持管理、機械設備の計画的な点検・修繕を行うとともに、水洗化率の向上に努めてまいりました。決算額につきましては歳入歳出とも2億2,891万9千円となったところでございます。

以上が各会計の決算状況の概要でございます。

次に、2点目の今春の農作業状況と6月1日現在の農作物の生育状況について報告を申し上げます。

この冬は積雪が多く、融雪の遅れが心配されておりましたが融雪期は4月29日で平年より7日遅れ、その後の好天により農作業は順調に進んでおります。移植作業では水稻が3日遅れとなりましたけれども、畑作物は平年並みから4日早く、カボチャなどの一部の野菜などを除いて作業はほぼ終えている状況でございます。ちなみに、水稻は3日遅れ、テンサイはプラスマイナスゼロ、小豆は1日早く、バレイショは4日早いという状況でございます。6月1日現在の主要作物の生育状況は水稻は1日遅れでテンサイ・牧草は平年並みとなっているわけであります。また、水稻の播種状況でありますが平年並みと順調で

すが畠地においては降雨が少なく干ばつ傾向にあります。また、小麦については秋まきの生育は順調でありますけれども初冬まきにおいては昨年の積雪前に191ヘクタールほどの播種を終えたところでありますけれども積雪が多く雪解けなどの遅れにより、特に播種の早い圃場で雪腐れなどによりまして約59ヘクタールが廃耕を余儀なくされたところであります。59ヘクタールの廃耕のうち45ヘクタールほどは春まき小麦をまきなおしているわけでありますけれども残り14ヘクタールにつきましては小麦の耕作をやめてバレイショやカボチャなどに変更となっている状況でございます。さらに、恩根内の放牧場への入牧等でありますけれども、5月31日に終えておりまして乳牛・肉牛428頭が放牧されたところであります。このうち馬を含めた途中入牧は60頭を見込んでいる状況でございます。JA北はるか物流センターのアスパラガスの共選作業は5月22日からスタートし、昨年は5月28日でしたけれども、順調に選別作業が進んでいるということでございます。

以上申し上げて行政報告としたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 只今の行政報告についてお尋ねの向きがあれば発言を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段なければ本件報告済みといたします。

◎ 日程第5 報告第3号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 報告第3号 平成23年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についてを議題といたします。

提出者の報告を願います。

総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 議案書の16ページをお開きください。

報告第3号 平成23年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について。

平成23年度美深町一般会計予算の繰越明許費について別紙の通り翌年度に繰り越ししたので地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

17ページを開きください。

3本の事業について報告をさせていただきます。

6款農林産業費、1項農業費、事業名 農業研修生等宿舎整備事業、金額5,650万円、翌年度繰越額同額、財源の内訳 未収入特定財源1,862万円、一般財源3,788万円。平成23年度国の4次補正、3月の議会において補正を議決いただいたものでございます。

2本目、同款同項であります。畜産担い手育成総合整備事業、再編整備型事業でございます。金額958万8,000円、翌年度繰越額同額、未収入特定財源同額であります。事業料の確保によりまして平成24年度の事業量料を確保するという意味で平成23年に予算措置をさせていただいたて議決をいたしました。

3本目であります。美深町担い手育成総合整備事業、再編整備型事業であります。金額につきましては461万7,000円、翌年度繰越額同額、財源内訳 未収入特定財源259万1,000円、一般財源202万6,000円であります。上段と同じ内容のものでございまして、以上3本につきまして報告とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 報告第3号に関しこれから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ報告済みといたします。

◎ 日程第6 報告第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 報告第4号 平成23年度美深町一般会計事故繰越し繰越計算書報告についてを議題といたします。

提出者の報告をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 議案書の18ページをお開きください。

報告第4号 平成23年度美深町一般会計事故繰越し繰越計算書報告について。

平成23年度美深町一般会計予算の事故繰越しについて別紙の通り翌年度に繰り越ししたので地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告します。

19ページをお開きください。

1本の事業であります。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名仮称高齢者等活動センター建設用地取得事業、支出負担行為額 2,021万7,563円。この内訳でございますが支出未済額同額であります。翌年度繰越額同額。この財源内訳一般財源同額となっております。公共用地として収用するために事業認定を受けるための手続きを年度内に完了し支出を予定していたのですが事業認定に時間を要したことから年度内に事業すべてを完了することができませんでした。よって、事故繰越しを行うものでございます。

以上、報告第4号といたします。

○議長（倉兼政彦君） 第4号の説明が終わりましたので質疑を受けます。

10番 斎藤君。

○10番(斎藤和信君) 事故繰越しの件なのですけれども、現時点では登記上といいま
すか土地の関係は済んでおられるのかについてお聞きしたいと思います。

○議長(倉兼政彦君) 住民生活課長。

○住民生活課長(瓜田晃君) 今のご質問については全部完了しております。

○議長(倉兼政彦君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 別段なければ本件報告済みといたします。

◎ 日程第7 一般質問

○議長(倉兼政彦君) 次、日程第7 一般質問を行います。

一般の質問の通告者は2名です。

発言の順序は通告の順序といたします。

発言の時間は再質問を含めて30分といたします。

それでは通告の順序に従って発言を許します。

3番 藤原君。

○3番(藤原芳幸君) それでは一般質問をさせていただきます。

この時間にはじめて質問に立つわけですけれども、いささか緊張しておりますが町長の方も元気に戻ってきておられますので安心して質問をさせていただきたいと思います。

2項目質問をさせていただきます。1項目目は行政の中から快適住まいづくりと商工業振興補助金。2項目目として社会福祉、高齢者支援の充実についてお尋ねいたします。

まず、1項目目、快適住まいづくりと商工業振興補助金についてですが、この事業は平成22年度に制定され町民が安心して快適に暮らすための住宅整備及び商工業の魅力ある店舗づくりを促進するため費用の一部を助成することにより住環境の整備及び定住の促進、商工業の活動を推進するという目的を持って制定されておりますがこれまで一定の効果は上がってきたものと考えております。この制度は本年が最終年ということもありまだ継続中の条例ではありますがこれまでの実績を評価し問題点あるいは課題点を洗い出して次年度以降何らかの形で継続できるよう今から準備をすべきものと考えておりますがどのように対応されるのか次の3点について伺います。1、過去2年間の実績を現在どのように評価されているのか。2、実施してきたことにあたり問題点、課題点等はなかったのか。あればどのようなことが現在上がっているのか。3、制度の延長または新制度として再度導入の考えはあるのかどうか、この3点についてお尋ねをいたします。

2項目目、ほっとカプセル事業ということで今年度高齢者安心ほっとカプセル配布事業を実施することになり高齢単身者にとっては大変心強いことになると思います。このことを広報や自治会等に出向き説明をしてきておりますが説明の中から町民からはどのような反応があったのか気になるところであります。といいますのは、緊急時本人からの情報が取れないときにこのカプセルから情報が取れるということでこれは大変結構なことでありますが、いかんせん独居者ということを考えますと緊急時の連絡をどう取るのかということともあわせて大変重要なことではないかと思います。カプセル自体が緊急情報を発信するという仕組みにはなっておりませんので、緊急時に備えた普段からの体制づくりというのも重要だと思います。のことから2点についてお伺いいたします。ほっとカプセル事業を説明してきた中で町民からどのような反応があったのかという点と、1人暮らしという状況を考えた場合、ほっとカプセルによる情報伝達というのも大変大事なわけですが日ごろの安否情報の集約、確認というのも現在設置しております防災端末機等を有効に活用することで色々なことができると思いますけれども、同時にこれを整備していくという考えはないのかどうか、この2点についてお伺いをいたします。

以降は自席で質問をさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今、3番 藤原議員から行政そして社会福祉2点についてご質問をいただきました。

1点目の快適住まいづくりと商工業振興補助金等についてご説明を申し上げたいと思います。具体的に3点ほどのご質問であります。実績評価という部分でありますけれども、制度の利用実績等について報告をしてご理解をいただいておきたいと思っております。まず、22年度の実績でありますけれども件数にして54件、補助金にして1,554万円、23年度の実績としては件数として52件、補助金として2,594万円となっております。今年度につきましても只今申し込み等が出ている状況でありましてかなりのペースで申請が上がっている状況でございます。問題はこの利用実績を評価する場合、投資額といいますか工事額がどの程度の目安になっているのかと、先程申しました件数であるとか補助金の額だけではなくて工事費全体がどの程度になっているのかということをみなければならないと思っているわけでございますけれども、先ほど申し上げました平成22年度の54件1,554万円ほどの補助金に対しそれぞれ投資した額といいますか工事費全体でみると22年度では1億5,300万円という工事費になるわけであります。さらに、23年度につきましては52件2,594万円の補助金に対し3億3,700万円程度の工事

投資額になると考えております。従いまして、今年の分は別にしまして2年間のトータルでありますけれども4億9,000万円程度になるとみているわけでございます。この前身であります過去に実施した店舗近代化補助事業は8年間で3億1,400万円であることから商工業への経済波及効果等からみて非常に現行制度は効果的でかつ有効な事業であると私どもは評価をしているわけでございます。さらに、問題点・課題点はあるのかということでありますけれども、この制度は魅力ある店舗づくりや住宅関連産業に活力を与える住宅のリフォームさらには老朽化住宅の解体など利用者ニーズに幅広く対応できる制度として進めておりまして大きな問題点は少ないと考えております。次に、この制度の延長そして新制度はどうするのだというお尋ねでございますけれども、今年度只今実施しているところであります。そして今現在年度が始まったばかりの6月であります。商工業を取りまく環境、人口の減少、長引く景気の低迷、消費者の流出とさまざまな要因等からみて商工業を取り巻く現況というものは大変厳しいものがあるのではないかと思っておりますし、これからもその傾向が続くとみております。しかしながら、商工業の活性化に向けてこの地域の特性に合った店づくりや民間需要を喚起するための住宅関連産業への支援だとか経済を活性化をさせるために将来に向けてどのような制度をつくっていくのか、今の段階では検討課題としていかなければならないと考えております。

次に、2つ目の社会福祉、高齢者支援の充実等でございます。具体的にほっとカプセル事業へのご質問でございました。2つの質問でありますけれども、社会福祉、高齢者の支援の充実として安心していただくために安心ほっとカプセルというものを実施していくということで美深町民生委員協議会において65歳以上の独居の高齢者や障害者世帯を中心にこのカプセルを設置する進めとしているものでございます。緊急時に本人が意思を示すことができない場合ということでありますけれども、カプセルの内容を確認することにより適切な対応がとれることを目的としているところでございます。事業の住民周知につきましては広報紙であるのか民生委員協議会の会報であるとか防災端末機やさらには町内会の役員会等についてそれぞれ説明をおこなってきているところでございます。この事業の説明における段階においては特段のご意見・要望は伺っておりません。従いまして、おおむねご理解をいただいていると考えております。次に、防災を使った安否確認といいますか同時整備という部分があるわけですけれども、カプセル事業は緊急時の際に備えるものとして取り組むものでありまして地域から孤立した状況となっている高齢者等の孤独死というものが社会問題となりつつあるということも理解をしているところでございまして、孤立させないことがなによりも大事なことだということでそういう支援をする必要があると。カプセル事業とあわせてこういうことを認識しながら地域の見守り・支える体制づく

りを具体的にどう作っていくのかということが大事になってくると思っております。ただ、ともすれば現代社会でありますから非常に機械が進んでおりますのであまりにも機械に頼りすぎている面があるのかと、機械を否定するわけではありませんけれどもそういう部分があるのかと思ったりしております。従いまして、昔ながらの隣近所の気配りという部分が大事になってくるのかと、支え合う社会構造、地域づくり、自治会だとか町内会、行政がそれぞれの立場でできることをやるということではないかと思っております。そういうためにはご近所や自治会・町内会の現状確認で課題を具体的に話す場をつくっていくということが大事だと思っております。そして、高齢者の方々に安心してもらうことが第一歩目の取り組みではないかと、地域の気配り体制をどうつくっていくのか、これにつきのつかと思っているわけでございます。

以上、大きく行政・社会福祉についてのご質問について答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 今の回答の中で実績に関しては非常に効果があったということで理解をさせていただきました。中身については色々町長も言っておられましたけれども、運用上としては実績も上がり条例を運用するにあたっては課題・問題点は特に発生はしていないという話ではありましたが、運用としては問題はないのかもしれませんけれども現状色々とみさせていただきましたら確かに新築でありますとかリフォームに関しては非常に利用されているということでこれは美深町に住むという選択がそういう形につながっているのであれば本当に定住促進に対しては効果が表れているのかという気もしております。ただ、解体というのが2年間で17件となっております。解体がたくさん進むということは寂しいことではあるわけですがこの中には危険家屋等もおそらく入っていると思いますけれどもまだ町内にはたくさんの空き家ですとか危険家屋等も存在しております。そちらの方がなかなか新築や改築と同様に進まない現状には色々な事情があるのかと思っております。特に、解体に関しては所在地の関係だとか住民がそこに必ずしも解体する家の家主が町内にいない場合が結構あるわけでそういうものについては現状として危険家屋であってもなかなか進まないという話も聞いているわけですけれども、全体の額の中で占めていくと解体というのは上限が10万円と決まっておりますので事業費に対する割合がどうしても小さくなるのかと思います。近年は解体に対しては結構な金額もかかりますので私としてはぜひともこういう制度を何とか残していただきたい中にあるっきり同じというよりももう少し解体の方が何とかスムーズに運べるようにもう少し支援を充実させて次年度以降に進められないかと思うわけでありますけれども、その辺に関して現状の中では無理な部分を条例等を整理することによってプラスして何らかの形で存続していくということを

考えてみてはどうかと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 現行条例と将来の課題と混せてご質問をいただいているのかと聞いていたわけですけれども、現行条例は時限立法でありますけれども只今のところそれで実施しておりますので、ただ、これが切れた段階でそういう部分について先ほど答弁いたしましたように新たな段階に迎える場合については将来の課題として検討してまいりたいと答弁を申し上げたつもりであります。そして、ご質問のありました解体等につきましてはひとつの課題といいますか問題点を議員もご質問のように私もそういう部分については若干問題を抱えていると、そういう部分については課題として残っていくと、将来新しい制度なりを検討する場合そういうことも加えて考えていかなければならないということを理解をしているところであります。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） そういう形で町長も認識としては同じように思っているということで確認できましたので、そうなりますと私もそれ以上はどうなのだということが言えないわけですけれども、そういう部分も含めて次年度に考えていく形になれば非常によいのかと思っていましたのでこの質問をさせていただいたところであります。順調に今年も実績が上がりそうだということですのでこの条例等に関しては次年度以降期待をして見守っていきたいと思っております。

2番目にはっとカプセルの件ですけれども機械に頼り過ぎているばかりではなかなかとそういうことではなくて地域の連携だとかそういうことも確かに大事だということはまさにその通りで私たちも思っておりまして町内会等の中でも独居訪問だとかということを今一生懸命にやっているところでありますけれども、その中でカプセルによって情報を残したいということが出てきたということは機械とは違いますけれども地域の見守りだけではなかなか手の届かないところも現状としては出てきているということの裏返しなのかと思っておりますので、先ほど言いましたようにカプセルには病気の情報だとかそういうことが主になろうかと思うわけで見つかったときに亡くなっていたのではカプセルが役に立たないわけで、なるるとカプセルには死後はどうしてほしいということまで書いた方が有効なのかなということになってしまいますので、そうではなくて先ほど言いましたように当然地域の見守り、情報収集も大変大事なのですけれども防災端末というのは双方向で使えるということでどのように利活用するかということは昨年も色々な話が出たわけですけれども一歩進んで特に独居の希望者等に関してこういうものを勧めてみてはいかがかと、発信をしたことによって何かで返信をするとかそういうことで毎日が良いのかどうかというの

は別ですけれども送ったものに対して返信をもらって確認を取るという形の対策が可能ではないかと思うのです。そのことに関して防災端末機を今後の活用も含めて利用できないかという質問なのですけれどもその点についてもう一度町長に質問をいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 先ほども答弁をしたわけでありますけれども、あまり機械に頼り過ぎてしまってよいのかという部分がどうしても残るわけであります。ただ、防災端末という非常に便利な機械を設置しておりますのでその有効活用という部分で具体的にどう活用できるのか、そして独居の方々の安否確認としてそういうことがやりきれるのか、そしてどこがやるのか、どういう状況なのか、いってみればそういう高齢者の方々がこれを使いこなすことができるのかという課題が残るような気がいたします。そこで、そういうことも含めて民生委員協議会であるとか町内会であるとか色々な場所で相談をしながらということにしたいと思います。しかしながら、先ほども申し上げましたように今の段階でおおむね理解をされながら大きな課題としては上がってきていませんという状況でございますから少し様子を見ながら、様子を見ていく時間はあまりないのかもしれませんけれどもそういうことも含めて色々相談をして考えていかなければならないということを申し上げておるつもりでございます。問題は具体的にどこがだれがどう確認をしていくのかという作業が必要になってくるのかと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） カプセルに関しては先日色々説明があって、まず希望者に配布をしてそこからスタートをしたいという話ではなかったかと思っておりますけれども、実際に実施となると具体的に計画としていつごろから配布作業を始めるのか。そして、目標としてまず65歳以上の独居者を目標に行くわけですけれどもそれ以降の目標は現段階ではまだないのかどうか、その辺に関してお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 今取りまとめをしている最中でございまして、対象世帯等を行政としては見込みながら取り組んでいるわけで当初370世帯ほど見込みながらやっているわけでございます。ただ、親族と同居だと色々その中で調べていくとありますように370でありますけれども320台に絞れるのかと思っておりまして、すでに設置済み世帯については48%程度で160世帯ほどがすでに設置済みで、ただ、希望しないという世帯も2%近くあるということで10世帯に満たない世帯でありますけれども出ているという調査結果が出ております。残りの160位の世帯が未設置状態にしているということで、そこで対象世帯へ感想といいますか状況を少し聞き取りをやっているわけでありま

すけれどもやってもらってよかったという声を多数いいただいている状況でございます。それと、まだまだ私は元気なので希望しないという方も中にはおられます。対象範囲を増やしたらどうかというご意見も一部でありますけれどもいただいているという取り組みの状況についても説明をしておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） まだ取り組みの最中ということでこれから色々課題等が出てくる部分ではないのかと思いますけれども、一応65歳以上の対象という形でそれ以下でももし希望する方があればそういう形で安心というものができるのであればぜひとも考えていただきたいと思います。私もひとりものですのでまだ大丈夫でありますけれども何かがあったときには起きていいのかなと思いますけれども、65歳まで待たないでもできないのかという希望者があるようであればぜひそういう形も広げていただければ良いかと思っております。

2点こういう形で質問をさせていただいたのですけれどもおおむね町長の方から前向きな回答をいただいておりますので時間は少し残っておりますけれども私の質問はこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 質問は終わったわけでありますけれども、含みのあるご質問が何件かありましたのでその辺の答弁をキチンとしておかなければならぬかと思っております。自分も含めて年齢は若いけれどもその辺はできないかということですとか範囲を広めてということに対して今答弁を持ち合わせておりません。さらに、それらをやるとすれば制度を改めていかなければならないと、今作ったばかりの制度でありますのでその辺のご質問は議員各位と相談をしながら作っていると思っておりますので今の段階でここまで言わるとあまり含みを持たされると答弁が苦しくなって、言ったことと私の質問と違うのではないかということになってきて、この場でありますのでご理解をいただいておきたいと思います。明確にするものは明確にしていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、3番藤原君の一般質問を終了します。

次、7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 私からは産業・財政・行政ということで項目的には3項目になります。

まず1項目の産業から質問を申しあげます。農業生産施設の整備と環境と調和した農業

の推進ということで1点目であります、特に美深町の自然を利用した自然条件を克服しての稻作・畑作・酪農・畜産、この形態を中心にしまして生産性の高い農業を推進しているという点については生産者の皆さんに敬意と、そしてまたそれを色々ご指導いただいている行政・農協を含めて大変美深町では高い技術または経営感覚を備えた中で歴史ある色々な農業経営をされていると理解をしています。特にその中でも、担い手育成の点についても充実を図るべく政策を行って安心安全に配慮した農業を展開していくこうとしているところであります。特にそういう意味ではまさに美深町の基幹産業は十分に農業の発展に努めていると評価をして良いのではないかと考えています。ただ今日、農業と農村を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。特に、緊急の課題としてあげられる農業生産の部分であります施設の整備、それから環境と調和した農業推進の現状と課題について町長の所見を伺うものであります。1点目でありますが、既存の施設で米・麦の乾燥調製施設というものがありましてこれは55年の8月に施設をされて当時は米づくりの農家の皆さん方が組織をした中で造られていると、そしてまたそれを予算を取りながら農協に移管をしたという経過の中で町も十分に予算の中で繁栄した中の施設づくりをされたとお聞きをしているところであります。特に最近は、手直しも途中で行われたそうであります非常に老朽化が著しい施設ということで特に整備が望まれているということです。特に、今春まき小麦など美深町は麦づくりに力を入れているところであります。そういう中で麦の乾燥施設として利用をされているところでありますがやはりそういった項目の中でもこの麦の乾燥施設等については課題を抱えているという文言があちこち見られるところであります、これはもちろん農協経営でありますそういった部分とまた生産施設の組合の施設ということでもあるようでありますこれらについて行政を踏まえて計画的な生産者組織に十分効果的な施設として仕上げるべきではないかと考えているところであります、私はそういう点では特に麦または米づくり等についても課題があるわけでありましてそういったことを複合の施設として使っている部分の計画性のある整備が望まれるところがありますがこれらについてお伺いをするところであります。2点目でありますが、安全で安心な農産物の生産、これは特に法律でも規制をされて守られてきているということでありまして私どもも特に安全・安心な生産物を作ること、特によその町でできないものを大自然を利用した中で美深町で早めに取り上げるべきだということで私も何回か一般質問等で質問をしているところであります。特にその中でイエスクリーン農業で米の認定農家の方が作られているものなどは道の認定を受けてそれなりに高められて普及をされているところであります。私はこういったものが色々考える中で振興センターなどでも研究をされているようであります、もう少しこの美深町の特性を十分に生かしたものに仕上げるべきではない

かと考えておりますこの点についてお聞きをするものであります。3点目でありますが、美深町は土づくりに力を入れて山口町政になってもこのことについて非常に力を入れていることについては特徴的な部分で予算化をされているところでありますこれらについては私どもも敬意を表し、また推奨しているところでありますが、特にその中で、最近でありますのが他管内でありますけれども汚泥、生ゴミなどの処理を2つの町が一緒になってやっているという施設がありましてそこを視察させていただいたところであります。特にこれらは道のパワーアップ事業を一番最初にとられて農業生産者を中心にしてその総合施設としての機能を存分に発揮しているというものであります私としては最先端の施設なのかと思っておりましたがまだまだ良いものが最先端としての機能を持っているものが北海道にはあるようですが、私はその中でも特に温度管理等を20度以上にして攪拌をすることによって雑草の種などは死滅して利用者には雑草の入らない肥料に仕上げているところであります、こういった土作りというものがまさにこれから求められるのではないかと思っているところであります。これらについてもぜひ研究をされて今の施設を充実して更に先進的なものを作りあげるべきではないかと考えております、この3点について農業生産施設と調和した農業の推進につきましてお聞きをするものであります。

2点目であります、これは財政ということでありまして町民菜園の利用案内ということで特に広報でも募集をしているわけでありまして美深町もインターネット等で開いても移住者のためにもちろん家庭菜園ができるような施設がありますという表示もあったようですが、こういった中でわが町に町民菜園があることなども効果的に宣伝をしているのかと思っているところであります。特に本町に住まいをしている農業者以外の方に町民菜園を案内しているということでありますこれらについて管理等色々なところから話が入るわけですがこれらの管理についてはすべて借り主の責任の中での利用が今日の状況になっているようですが管理がこのままでよいのかということがありまして今回質問の課題にしたところであります。2、3日前に一般通告をしましたら、たんぽぽ畑がきれいに耕されていて確かにそのことがこの環境整備という立場で整理をされたのかと思っています。ただ、何年間か雑草があのままの状態を見ているのですがこれらの管理というのが不十分ではなかったのかと考えております。さらに、平成8年くらいから22年までのデータですがこの場所を貸している状況などを調べてみたら21名がおられるという状況になっております。町内菜園でありますから効果的な方法等についてはどのような考え方の中でこれらの契約がされ、期間の継続がされているものなのかについてお伺いをするものであります。

3つ目であります、移住体験ちょっと暮らしの充実を図るべきではないか。ちょい暮

らという名前になっているのかと思いますが、美深町の2カ所にあり、1カ所は恩根内でありますから施設がまだできて間もなくて利用実績というのではないかと思いますが、町内に体験ができる場所が2カ所あるわけでこれらについては1カ月から2カ月を期間として貸しておられるということです。先日であります女性の一人暮らしの方が利用されておられまして、その中でまず驚いたのは確かに良いのですが郵便受けもないと、それから水道だと思うのですが赤色の水が出てきたということがあってそのような苦情があったということでこれはどのような改善をしたのか私は質問の段階でお聞きをしておきたいと思います。その方は大阪の方でありますが色々な場所を歩いてきて美深町が6カ所か7カ所目くらいということで各町村を調べて歩いているという感覚を私は持ったのですが、そういう方に利用をしていただくためにはもう少し色々な配慮が必要ではなかったのかと。十分な施設を提供して美深町の恥のないものを見せるべきではないのかと考えております今回この質問をしたところであります。特に、このことは全道でも一人暮らしの方に提供している町というのは他所にはないわけでありまして、美深町はそれをやっているということについても評価をするところであります。ちょっと暮らし体験というのは団塊の社会を迎えて、美深町に1人でも多くの暮らしを求めてきているところでありますのでそういう点ではこういった施設を十分に増やしながらこの充実したものを作りながら美深町に暮らしを求める人の募集をすべきではないかと思いまして一般質問をさせていただきました。

後については答弁をお聞きした中で自席で質問をさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今、7番 諸岡議員から産業・財政・行政の大きく3項目のご質問をいただきました。

まず、農業生産施設整備ということで環境と調和した農業の推進についてご答弁を申し上げたいと思います。1つ目の米麦乾燥調整施設の部分であります。議員も質問の中でおっしゃっておられましたけれども、現有施設は昭和51年に富岡稻作営農組合がもみ乾燥調製施設として整備した後に昭和55年に旧美深農協が麦乾燥調製施設を増設し昭和62年そして平成3年にさらに増築し、現在の共同乾燥施設になっているわけでございます。ご案内のように非常に古い施設で築35年を経過しておりますと老朽化が進んでいます。ことで修理費についても年間約200万円程度を要すると伺っているところであります。施設整備の具体的な考え方方が残念ながらまだきちんと定まらないわけでございますが、農協さんや生産者に対し私どもとしては早急に方向性を見出すべく色々な懇談会等々を通じながらお願いをしているという段階でございまして非常に大事な施設と考えているわけで

ございます。特に、JA北はるかの地域農業振興計画をみると小麦生産拡大に対応するべく24年度中に麦乾燥調製施設の検討を進めるということで現在事務レベルで作業を開始したと聞いているわけでございます。目指している整備目標としては26年度の整備を目標としている状況と伺っております。ただ、この間近隣の名寄市の道北なよろライスター・ミナル、下川町との連携、これらも模索をした部分がありますけれども困難なようあります。新設または現在地の大規模改修という部分で検討をしているとみているわけでございます。ただ、町といたしましてはいずれにしても生産者の意向を踏まえながら生産者というのは農協も含めて意向を踏まえながら行政として生産基盤の整備に必要な支援補助・要請には応えていくつもりでおります。

次に、地域の特性を生かしたクリーン農業の関係でございます。これも何度か議員から質問をいただきてご理解いただいている部分もあるかと思いますけれども再度のご質問でありますので申し上げておきたいと思っております。総合計画にもありますように環境と調和した安全・安心な農業の推進ということでこれを主要政策のひとつとして取り組んでおりまして農業者の取り組みについても支援を行っているところでございます。特に本町は温度差などの特色を最大限に生かしまして農薬や化学肥料の使用を最小限にとどめる方向で栽培利益を徹底するなど安全な農業生産を図るクリーン農業について早くから取り組んでいるわけでございます。平成12年にはもち米生産組合が北のクリーン農産物表示制度に基づく承認をもち米として道内で初めて受けているわけであります。また、平成19年からは南地区・富岡地区の水稻農家、今は少し減っておりますけれども当時20戸が水稻作物のエコファーマーの認定を受けまして、農地・水・環境保全向上対策事業に取り組んでおられまして新たな技術を導入しながら化学肥料・化学合成農薬を慣行栽培の5割以下に抑えた特別栽培米を生産しております。ハウス野菜の振興等につきましては、フルーツトマトについても特別栽培農産物として販売を推進しているわけでございます。平成22年にはJA物流センター内に道・町の補助事業で種糲の温湯消毒器を整備いたしまして農薬を使わない安全・安心のクリーン栽培基準を定めているわけでございます。このことから、JA北はるかのイエスクリーン米は市場関係者の評価も高く株式会社西友のプライベートブランド商品としての全国販売やイオングループのミニストップ、新潟県にあります北村食品などとホクレンを通じながら継続をいたしまして産地指定を受けている状況であります。さらに、21年度にはカボチャ、24年度にはそば、これらがエコファーマーの認定を受けるほか、土壤分析の実施などとあわせて普及に向けた取り組み支援を進めているところでございます。ただ、価格への反映という部分についてはなかなか難しく厳しいものがあるのも現状でございます。

次に、自然環境型農業等の最先端の施設の導入ということで議員が視察でよい施設を見てこられたようありますけれども当町の関係について答弁を申し上げたいと思います。堆肥製造施設についてはご承知の通り平成5年に道営中山間地域総合整備事業により班渓地区に有機質肥料生産施設であります農業集落環境管理施設いわゆる堆肥盤を整備したところであります。本施設は当時としては先進的なものであります。堆肥の利用による土づくりを基本とした持続的な農業を目指し、自然環境型農業の推進を図ることを目的に整備したもので今は少なくなっておりますけれども町外から多くの視察者が来町されるなど先進的な取り組みでございます。また、開設当時から酪農畜産農家から排出される牛糞を原料に切り返し堆肥を製造しているところです。当施設においても年間400トン弱の汚泥処理を担っているわけであります。生ごみ処理については平成15年4月から名寄地区の一般廃棄物処理施設であります炭化センターで広域処理を行っている状況にあります。現在、原料受け入れによる製造される堆肥と地域に還元利用される堆肥とのバランスがとれている状況でございまして町としてはさらなる施設の導入について現在考えているわけではございません。

次に2つ目の質問でございます。町民菜園の利用、現状、課題等のご質問をいただいたところでございますので若干経過を申し上げたいと思います。農業振興センターの敷地を含めてあの土地の一帯はご存じの通り美深林務署が所有管理していた苗圃の跡地であります。平成5年に北海道から取得しまして翌年度から町民菜園として貸し出してきたところであります。現在24区画中19区画を貸し出している状況でございます。貸し付け地の管理につきましては一般的に借り主の責任としているわけでございまして町民菜園としても借り主において管理をしていただいているという状況でございます。多くの方々が周辺の草刈りなどおおむね良好に管理していると認識をしているわけでございます。ただ、公用部分がありまして町の管理すべきところも若干あるのではないかと考えているところでございます。そういう部分について議員ご指摘のようにもう少し頑張らなければならないという部分もあるのではないかと思っております。利用されていない区画につきましては耕起を行い、時期によっては雑草が伸びる状況もあるわけでございまして今後とも可能な範囲でこれらを実施したいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。いずれにいたしましても町民菜園の趣旨をご理解いただきおりまして営利を目的とする野菜であるとか花などを栽培されて自然と触れ合い、農業に対する理解をいただき、さらには非常に安くしておりますので町民の方々にご利用を賜りたいと思っております。

次に3点目でありますけれども、移住体験の充実を図るべきではないかというご質問をいただきました。ちょっと暮らし体験の部分については7日以上30日までの短期移住体

験として本年度3年目の事業となっております。利用実績を申し上げておきたいと思いますけれども22年度は3組6名で44日間、23年度は同じく3組6名で延べ74日間、本年度は現在のところまだ春を迎えて少しでありますけれども1名27日間、移住体験暮らしをされております。さらに今月から3組6名が8月末まで80日間ほど入れ替わりで利用をされる予定になっているわけでございます。ただ、ありがたいことに22年度にこの移住体験をされた方1名が本町に移住されてきているという経過もあるわけでございます。また、23年度にはもう少し長期ということでお試し暮らし住宅なるものを30日以上90日までということで中期体験型を作っております現在移住の申し込みがありまして2組ほど70日間の予約が入っている状況でございます。いずれにいたしましても全体的に夏場の利用が多いわけで冬期間はどちらかというと敬遠されがちであります。両施設が恒常的といいますか常に利用される方向になればよいと考えているわけでございます。ただ、議員ご指摘のように若干の苦情といいますか、そういう部分も我々の耳にも届いている状況でございます。

以上、それぞれ大きく3点のご質問をいただいたわけでありますけれども答弁に変えさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 麦乾の施設等については検討をされて26年度整備の方向で鋭意努力をされているとお聞きをいたしました。特に名寄・下川等についても施設があるわけでありましてこれらについても共同利用的な発想があったのかどうか協議があったのかというのが答弁の中であったようですが、やはり美深町は麦だけではなくて米も北限の農業の中でやっておられて実態はこの施設を米も利用しているのではないかと思っているのですが、その点の状況等についてはどのように把握されているのか。それから個人的には何人かの方は自分の自宅で乾燥をされているということもお聞きをしているのですがこれらの押さえはどのようにになっているのかお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 今数字は持ち合わせていませんけれども麦乾施設という表現で申し上げておりますけれども、麦をやって秋には米もやってということで両方やっております。さらに、個人的に個々に乾燥調整をやられている農家の方々ももちろんいるわけです。今数字は持ち合わせておりませんけれどもそういう状況になっているということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） それに関連をしてなのですが、昔はよく稻架を立てて乾燥をして

いたのですがどのようなものではまったく採算はとれないのかどうか。さらに人手が足りないのか、どのようなことでこのことについては捉えているのか。乾燥施設等については工夫がないのかどうか、現状の中に問題があつて施設をつくらなければならないということであれば、ぜひ施設としての計画的なものを近々明示されるべきではないのかと思います。確かに農協経営ということで生産者についてはそのように考えておられるようですが、これらについてもやはり行政としても国なり道の色々な補助等もあるわけでありますからそれらについても考え方はどうに進めていくのか再度これについてお聞きをいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 昔のように個々に稻架かけという方法はないのかというご質問もあったようですが、私の知っているのは麦はそうならないと、米は一部は稻架がけ等々があるようありますけれどもそれはごく一部でまさに特栽米の話ではないかと、特栽米という言葉が適當かどうかわかりませんけれども特異な乾燥調整ではないかと思っております。一般的にはやはり共同調整施設のライスセンター的なものがどうしても必要になってくると、ただ、かなりの部分個人で投資をしながら個人乾燥調整をやっているということで麦の場合ないと思いますけれども米については相当あると考えております。従いまして、これを生産者さらに農協さんが調整をしてもそれがなくなるとは思っておりませんけれどもどのような方向でまとめていくのか、またどういう方向に進んでいくのか、行政としてはその辺を見守りながらどうしてもこれらの事業をやるとすれば国・道なりの補助事業のご支援を受けていかなければならぬと考えておりますので、なるべく早い機会にこういう考え方をまとめて行政として対応できる応援できるような方向付けになってもらえばありがたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 美深町の農業振興計画策定等については22年度で終わって23年から32年の10年の計画をみているところであり、去年の秋でしたがそれらの計画等について出されたわけであります。それに加えて、美深町は5年ごとに農業の基盤促進強化基本構想というものをやっていて23年に出されて見直しをして計画に入っています。これは5年計画ですから基盤強化促進基本構想等についても23年度で5年の見直しをするということで28年の年には新たな見直しという形になるのですが、これは5年ごとの見直しの中でこういった計画というものは中に入れしていくべきではないかと考えていますがこの点についてはどうでしょうか。それから、先ほど言った10年計画等についても早い時期に色々課題を調べてみましたら麦乾施設等については何回も強調さ

れているという部分があります。こういった苦情が出ている以上早期に計画としてのって来るべきのものではないかと考えておりますがこの点についてはどうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 先ほどから答弁しているつもりでおりますけれども、町が事業主体になってやることはなかなか難しいわけでありまして、どうしても生産者あるいは農協さんが事業主体となって話がまとまつてこないと町としてはなかなか具体的に動き出すことは難しいと考えております。しかしながら、今議員がおっしゃるように色々な計画書にそういうことも謳い込んでおく必要があるのではないかと、そういうことを踏まえて総合計画等々についてもこれらの施設について入れているつもりでありますので4次総の段階でも入れていたわけですけれどもなかなかそういうまとまりとしてはついてこなかったということです。5次総にも持ち越しておりますけれども大事な施設という認識についてその辺のことを町としてはきちんと認識をしているつもりであります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 次に移ります。先ほどクリーン農業の関係で米のイエスクリーン米または今回の化学肥料または農薬等の5割減とか色々な取り組みの中でそれぞれ認められてきているという話、さらにはエコファーマーということについても何種類か具体的に進めをされているということについては評価をするものであります。私はそういう中で気にしている部分があるのですが、種糲の温湯はもう3年目くらいになると思うのですがこれは継続をされていくものだと思うのですがこれらについてはどのような考え方でおこなうのか。それからエコファーマーは今後こういったものは農薬等減農薬または肥料等も化学肥料を少なくしていくという政策で理解をするのですが、特に美深町は10年もするとこういった農業をすべてに変えていくのだという最初のころの意気込みというものが私の記憶の中にあるのですがこういったクリーン的な農業の政策等についても今ひとつ見えてこない部分があるのですが効果的に宣伝をして安心・安全な農業に取り組んでいるのだということが必要ではないのかと思います。これらについては有機農法も加えて私も何度も何度か質問をしているのですがこれらの取り組み等もなんとなく遅いという気がするのですが、さらに、あるところでは自然農法などの考え方の中にあってけっこうやっておられる方もおられるようですが、今東北の大震災があった中で本当に安心・安全な農業といったもので生産されるものを求めているということが国民の中にあるわけです。美深町はそういうことをどこよりも先に手掛けて大自然を訴えていくべきだと考えておりますが考えを伺います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 2点ほどいただいたと思います。ひとつは温湯消毒器の関係でご

ざいますが、22年度に温湯消毒器の補助事業を受けるべく道・町の補助金を議会の皆様方と相談をしながらご説明をして既に実施済みでございます。温湯消毒器具はどういうものなののかと言われましたけれども、その時点でだいぶ議論をさせていただいたのかと思っておりますけれども、種もみを薬品を使わず温度をかけて消毒をするということで農薬を使わないクリーン栽培を手掛けるもので他の町村も取り組んでおりますけれどもうちとしても温湯消毒器を導入して全面的にやっているということでご理解をいただいておきたいと思っております。また、安全安心な農作物イエスクリーンだとエコーファーマーだと色々な取り組みをしてもう少し宣伝をしたらどうかというお話もございました。それぞれの農業団体含めて消費者にもわかるように町としてもまた生産者、農協等についてもこの部分の説明・PRというこの部分については努力しているつもりでありますし、先程ご案内のように何点かそれぞれ取引先等々についてもお話しをしたところでございます。そういう意味ではわが町の安心安全な作物づくりについては他の町村より先駆けて取り組んでおりますし、また取り組み等についても評価をいただいているということであります。この取り組みについて十分かといったらまだまだ努力をする必要があるのだろうと思いますけれども一定の効果が上がっていると評価できるのではないかということでこのまま続けていきたいと思っております。有機というお話しもございましたが、なるべく化学肥料・化学農薬を使わない方向で努力をしているわけでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 続いて土づくりの関係について質問をしたいと思います。現時点では生ごみ等については広域でやっている炭化施設にゆだねているということであります。ただ、私はこの堆肥盤に屋根がかかっていないことがあります。ということは品質に随分ムラがあると、品質の良いものを作るにあたって十分なものではないと、従って温度管理も十分ではないと思います。私はそういう屋根などは視察をした時に特に気にしたことがありまして、そういうことについては土としての効果的なものの分野については課題があるのではないかと思っております。私も実際にそれを自分の菜園に入れてみたことがあるのですがやはり何となく気になる部分があつて十分な土として還元できるのかどうかということに疑問を感じていたところですが、平成5年に堆肥盤を中山間事業で作られたということありますが随分施設として経過をしている部分でありますのでこれはやはりわが町としては十分な施設ではないと理解をするのです。そしてまた汚泥のものについてはあそこに入っているわけでありましてあのものが十分に肥料化されないで表に出ているのではないかと思いますが再答弁をお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 班渓の堆肥盤は相当年数が経過をしてなおかつ屋根がないのでいかがなものかというお話しがございました。あの施設の耐用年数という部分を考えるときにまだまだ使わなければならない施設でありましてそう簡単にさわれる施設ではありません。まだまだ効果等についてはそれぞれ補助をした国等々から常にどうなっているのかということはくる状況でございまして、なかなかあれに屋根をかけるということにはならないと。そして温度管理の話も出ましたけれども、先ほど議員の視察の中で20度程度の温度ということで申されたと思いますがそうではなくて60度～70度ということでうちの堆肥盤についても今何度になっているのか聞いておりませんけれども当初温度管理をしながらやっております。今若干切り返し等を少し減らしているようありますからそこまではいっていないのかと思いますけれどもそういう温度管理等をしながらやっておりますのでこの部分についても過去何回か相当議論をしてきた経過がございます。そういうことでご理解をいただきたいと思っておりますし、なおかつ汚泥の部分で少し心配な話をされました。これもまたうちの汚泥はどちらかというと下水の汚泥が行っているわけですけれどもそれらの検査というのもやりながら取り組んでおりますのでそういう心配はございませんのでご理解をいただきたいと思います。諸岡議員のところに運ばれた堆肥の効き目が悪かったかどうかという部分についてはそこまで我々は心配ができないわけでありますけれどもご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 町民菜園の関係について再質問をいたします。この管理等については借りている人ということですかその場所等については苗畑の後利用と思いますから色々な面ではわかるのですが、ただ、今使われていない場所だと思うのですがその場所は木で囲われていている場所だと思いますが、ある人に言わせますとこの方は農業者ですがそういう環境の中では色々な細菌や虫が発生するということであまりあの場所は好まれてないのではないかと。そうしますと、木を切るというのはあまり好きではありませんけれどもああいった場所は空気の通るような場所にして流れをよくする場所ではないかと思いますが、これらについて私はその場所といっていますがもし空いている場所がその場所だと私は思っているのですがどういった場所があいていてどういう管理をやっているのか。そしてまた木の間引きをする部分ではないかと考えておりますがこの点についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 使っておられる圃場は19圃場と申し上げているわけですけれど

も、全体の圃場は24ですがその中に空いている圃場があってさらに木が少し邪魔をしていて虫なども来るしいいかがなものかという部分であります。しかし、東2号と振興センターのはじから7線づきのところに向けてヒバの木がありましてあのヒバも枝払いとさらに間引きもありましたけれども、議員がおっしゃるように木を切るというのはあまり好きではないということですが私もどちらかというとあまり木を切るのはいかがなものかという立場でありますけれども、しかしながら、もう少し間引きをしたり、下枝を切るという方法がないかなとみているわけでございますけれどもなかなかそれが良いか悪いかという話がありましてまだ結論は出しておりません。ただ、何本かはやれるのかと場合によっては枝払い等をしていかなければならぬのかと思っているわけでございます。ただ、空いているところだけをその部分にかかる部分を延長線の木を取ってしまったらどうかという話もあるわけでありますけれども、その部分については環境全体を考えるときに果たしてそれが良いのかということを考えなければならないわけで、そこが必ずしもいつまでも空いているわけではないしそういう部分をショートカット的にやっていくのはいかがなものかと、いずれにしても少し担当の段階で検討をさせたいと思っています。

そのほか7線のところに松が大きくなったり、また苗圃などの木が大きくなっている部分があります。そういうことを含めてどうしていくのかこういうことも将来の中で考えていかなければならぬと思います。ただ、早急に今こうすべきだということが出せませんので検討する時間をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 町長は迷っておられてかなりの時間がほしいと言われたのですがそんなに時間がかかるものなのか、町長の判断ですから何とも言えませんが、環境整備という点では時間がほしいという部分についてはわかります。ただ、地域の農家の方も言っておられますがタンポポが異常に生えて困るということありましたし、その環境も2、3年気についていたのですが変わっていなかったということです。それから、あの地域の西側はひどいことになっておりでこれらについては整備をすべきだと考えております。ただ、24区画の中で7平方メートルずつあるわけですがそれが19区画までが使われているということでそれから見ると5カ所ほど使われていないということですが、長い間使わっていないのでしたら振興センターの研究施設等で先ほども土壌のことがあったようですがそういうものを実際に試してみて効果がどう出るのか等についても研究をされたらいかがなものかと考えておりますがどうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 空いているところを振興センターで活用してはどうかというお話しでございますが、振興センターの圃場というのは西側に大きく持っておりまして余しているとは言いませんけれどもかなり持っておりますので家庭菜園の部分まで振興センターで使うということにはならないのかと、空いている部分についてはなるべく宣伝をしながらできることなら家庭菜園として使っていただくのがベターではないかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） ちょっと暮らしの関係についてお聞きいたします。

タイトルはちょい暮らというのでしょうか、ちょっと暮らしというのは間違いのような気がしますがインターネットを見てみるとちょい暮ら体験になっております。この点については名称のことですから気にはしないのですが、町長はちょい暮らよりはお試しの方を推進する方向になっていくということなのでしょうか。答弁では2組の方が中期体験という形で出てきているという答弁があったのですが、その方が効果が出るといいますか、もう少しお試し云々というものを具体的に進めるのか、進めの方向をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） インターネット等でちょい暮らという略称で縮めて宣伝をしている部分もあるようですけれども正しくはちょっと暮らしというのが正式名称でありますのでご理解をいただきたいと思っております。いずれにしても、ちょっと暮らしなりお試し暮らし住宅等々が稼働率という言葉が適當ではないと思いますけれどももう少し有効活用になる、常に使っていただける方向をもう少しPRしながら続けていかなければならぬと思っております。従いまして、今2棟とお試しの1棟という部分があつて新たにこれを拡充するということには今の段階ではならないのかと思っております。稼働率といいますか、そういう部分で競合して足りなくなってくるという部分があるとすれば考えていかなければならぬと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 22年からちょい暮らの方が3組6人、23年も6人、24年度は2組が入ろうとしているということで、それからお試しの関係については2組が入ると、今年はこのような過去の実績の中でこういう生活を体験された方にぜひ暮らしの体験の感想的なものを集めて色々な宣伝効果にすべきではないかと考えましてこういう計画をぜひつくるべきだと考えておりますがこの点についてはどうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 今、担当課に確認したのですけれども利用をいただいた方々等に

対してはアンケート等で感想・ご意見を伺っている状況でございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 担当の方には大変色々資料等についても協力をいただいた中で質問をさせていただいたところであります。いずれにしましても美深町がよその町から見て素晴らしい町であることを自らその暮らしの中で体験をしているところでありますと、これから行政も率先的に色々な活動をしていただきたいと考えているところであります。

とりあえず町長が健康になってますます頑張っていただくことをご祈念をしながら一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、7番 諸岡君の一般質問を終了いたします。

只今から休憩に入ります。再開は13時といたします。

午後 12時00分 休憩

午後 13時00分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎ 日程第8 議案第29号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第29号 美深町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第29号 美深町税条例の一部改正について提案説明を申し上げます。東日本大震災の被災者などの負担軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取り組みの推進、そして新成長戦略の実現ならびに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するための地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律に伴いまして美深町税条例に定めている東日本大震災による居住用家屋が滅失等した場合の譲渡期限の延長さらに住宅借入金など特別控除の適用期間の特例さらに固定資産税の地域決定型地方税制特例措置の新設、さらに平成24年度の評価替えに伴う土地にかかる負担調整措置などの継続と住宅用地にかかる措置特例の見直しなどの改正をしようとするものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第29号 美深町税条例の一部改正について。

美深町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

資料をお付けしておりますので資料で説明をしたいと思います。議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。資料としまして美深町税条例の一部改正の概要について表にして載せてございます。改正の趣旨につきましては只今町長から提案説明があった通りでございます。まず、税目といたしまして町民税にかかる改正でございます。1番目が町民税の申告に関して第17条の2の改正でございます。この改正につきましては公的年金等の所得以外の所得がないものが寡婦（寡夫）控除を受けるようとする場合、申告書を不要とする改正でございます。課税適用は26年1月1日からとするものでございます。次に、東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長の特例に関する規定でございます。震災により家屋を失った場合、その敷地にかかる長期譲渡所得の課税期限を7年に延長するよう特例を定めるものでございます。居住用財産の譲渡所得の特別控除は租税特別措置法において3年と定められておりますが震災により被災したものについては7年とするものでございまして附則第22条の2として新たに加える改正でございます。24年4月1日からの課税適用でございます。次に、同じく東日本大震災にかかる改正でございまして、住宅借入金等の特別控除の適用期間等の特例に関する規定でございます。震災による滅失住宅と再取得住宅にかかる住宅借入金等特別控除の重複適用について特例を定めるものでございまして震災により住宅を失ったものが新たに住宅を取得した場合、失った住宅にかかる住宅借入金等の特別控除と新たに取得した住宅にかかる住宅借入金等の特別控除を重複して適用が受けられるとするものでございます。附則第23条の第2項として新たに加える改正でございます。これも平成24年4月1日からの課税適用でございます。次に、税目、固定資産税にかかる改正でございます。まず、条項の見出としては法附則第15条の第2項第6号の条例で定める割合ということで書いてございますけれども、法第15条というのは固定資産税等の課税値標準の特例に関する規定でございまして法の改正による地域主権の観点から地方税制度の改革といたしまして地域決定型地方税特例措置、わが町特例という制度が導入をされます。その導入に伴う改正で一部の特例措置等について課税標準の軽減割合を一定の範囲内で条例に委任をされたということ

でございまして本町におきましては公共下水道の公害防止用の除外施設で公害を防止する施設でございますけれどもこれについて法により従前 4 分の 3 と定めがございましたがこれの規定について条例に依存になりましたので従前の 4 分の 3 と今回条例に定めるものでございます。附則の第 10 条の 2 として新たに附則を新設する改正でございます。この課税適用につきましても平成 24 年 4 月 1 日からでございます。次、7 ページをご覧いただきたいと思います。このページはいずれも固定資産にかかる改正でございまして、まず、附則第 11 条それから附則の第 15 条の改正でこれまでが平成 24 年度の固定資産税の評価替えに伴う改正でございましていずれも 24 年 4 月 1 日からの課税適用でございます。まず、附則の第 11 条の改正でございますけれども、これは固定資産税の負担軽減措置でこれにつきましては原則として現行の仕組みを継続するということで平成 24 年度から 26 年度まで 3 年間延長をすると改めるものでございます。次に、附則第 11 条の 2 の改正でございますけれども土地価格の特例に関する規定の改正でございます。評価替えに伴いまして課税上著しく均衡を資する場合に修正前の価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の課税標準とする措置を平成 25 年、26 年度においても適用するよう改めるものでございます。次に、附則の第 12 条から第 15 条までの改正でありますけれども、いずれも土地にかかる固定資産税の負担調整措置の特例を平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間延長するよう改正する内容でございます。ただし、住宅用地にかかる措置特例を計画的な措置を講じた上で平成 26 年度に廃止をするという改正でございます。次に、表の一番下でございますけれども附則第 21 条の 2 の改正でございます。これは新たに附則を加える改正でございますけれども特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財團法人にかかる特例を定めるものでございます。いわゆる公益法人制度の改正にかかる改正でございましても平成 20 年 12 月 1 日以前から設置している図書館、博物館及び幼稚園において直接その用に供する固定資産については非課税とするという特例措置を講ずることとするものでございます。この課税適用については平成 24 年 4 月 1 日からでございます。次の 8 ページにつきましては地方税法及び地方税法施行令等の一部改正によりまして町の税条例が引用している法律等の条項などが移動したものなどについて記載のとおり改正するものでございます。

以上、議案第 29 号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 議案第 29 号の説明を終了いたします。

◎ 日程第 9 議案第 30 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 9 議案第 30 号 美深町国民健康保険条例の一部改

正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第30号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

東日本大震災の被災者などの負担軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取り組みを図るための地方税法の一部を改正する法律に伴いまして美深町国民健康保険税条例に定める東日本大震災にかかる被災者居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長の特例を改正し被災者の負担軽減をしようとするものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第30号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について。

美深町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

これも資料をお付けしておりますで10ページをご覧いただきたいと思います。美深町国民健康保険税条例の一部改正の概要ということでおつけしてございます。改正の趣旨につきましては只今町長の方から提案説明があった通り東日本大震災の被災者の負担軽減に関する改正ということでございまして、先ほど税条例の中でもご説明申し上げましたような一部内容でございます。改正条項につきましては附則第16項を新設するものでございます。居住用家屋の敷地にかかる長期譲渡所得の課税の特例期限が3年であったものを7年に延長することとしたということで町民税にかかる改正と同様に改正を行うものでございます。課税適用につきましては平成24年4月1日でございます。表の下にそれぞれ税条例が引用してございます法律等の条項が移動したものということで附則第4項の改正を合わせて行うという旨を記載しております。

以上、議案第30号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第30号の説明を終了いたします。

◎ 日程第10 議案第31号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第31号 美深町印鑑条例及び美深町災害見舞金交付基金条例の一部改正についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第31号 美深町印鑑条例及び美深町災害見舞金交付基金条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

この条例改正は外国人住民にかかる住民基本台帳制度の改正によるものであります。これまで日本の国籍を有しない者について適用を除外した住民基本台帳法が改正され、この7月9日から外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象に加えられることになりました。これによりまして日本人と同様に外国人住民についても住民票が作成され、日本人住民と外国人住民の住民票が世帯ごとに編成されるなど外国人住民の利便性の向上と行政事務の合理化が図られることになるわけです。この法律改正によりまして関係する2つの条例、ひとつは美深町印鑑条例ともう一つは美深町災害見舞金交付基金条例についてであります。が新たな制度に適合させるための必要な改正を行うものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第31号 美深町印鑑条例及び美深町災害見舞金交付基金条例の一部改正について。美深町印鑑条例及び美深町災害見舞金交付基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

2条からなる改正条例でございますけれども、第1条が美深町印鑑条例の一部改正にかかる条文、第2条が美深町災害見舞金交付基金条例の一部改正にかかる条文でございます。これも資料をつけておりますので13ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表でご説明を申し上げたいと思います。改正の趣旨につきましては外国人住民も住民基本台帳法の適用となること、さらには外国人登録法の制度が廃止になるというこれにかかる改正でございます。まず第1条関係で美深町印鑑条例の一部改正にかかるご説明を申し上げます。第2条の改正でございますけれどもこれらの外国人登録法の廃止に伴いまして第2条から外国人登録法に関する規定を削除するものでございます。現行の第2条の第1項第2号にそれが謳われておりますがこの部分を削除いたしまして外国人住民も住民基本台帳法の適用を受けることとなることから印鑑登録の資格は従前通り第1条第1項にまとめまして住民基本台帳法に基づきと改めるものでございます。次が、第6条第1項の改正でございますけれども14ページをご覧いただきたいと思いますけれども、この第1号の改正につきましては外国人住民のその通称を住民票に記載できることになっております。そ

の通称または通称を組み合わせた通称の一部と書いてありますけれども組み合わせたもので印鑑登録ができると改めるものでございます。次に、第6条の第2項でございますがこの2項は新設でございますけれども、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民です。漢字を使わない国の住民の方ですけれども住民票に氏名の読み方を備考欄にカタカナで記載ができるようになっております。このカタカナ名あるいはカタカナ名の一部を組み合わせたもので表せている印鑑も登録ができるというように改めるものでございます。次に、第11条の改正第3号の改正でございますけれども、外国人登録法に関する規定を謳っておりますけれどもこの規定を変えまして外国人住民でなくなったときは印鑑登録の抹消に関する規定を改めて謳うものでございまして外国人登録法の規定が外国人住民にかかる住民票の規定に改めるという内容でございます。次に、第6号の改正でございますけれども、これは氏名と名前が変わったことによって登録印鑑が登録できなかった場合の規定でございますけれどもこの条項に使えることとなった通称ですとかあるいはカタカナに関する規定を加えるものでございます。次に、15ページ第2条ですがこれは美深町災害見舞金交付基金条例の一部改正でございます。第3条の改正でございましてこの第3条にも外国人登録法に関する規定が謳われておりますけれども今回の制度の廃止に伴いましてこの外国人登録法に関する規定を削除する内容となっております。条例の施行日でございますけれども平成24年の7月9日から施行するという改正でございます。

以上、議案第31号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 議案第31号の説明を終了いたします。

◎ 日程第11議案第32号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第32号 平成24年度美深町一般会計補正予算第4号乃至議案第35号 平成24年度美深町水道事業会計補正予算第1号について一括議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第32号乃至議案第35号まで提出しております一般会計2特別会計及び水道事業会計の補正予算につきまして一括提案説明を申し上げます。

まず、議案第32号平成24年度美深町一般会計補正予算第4号についてであります。新たな事業を中心に説明をいたします。まず、総務費ですが財団法人自治総合センターのコミュニティー事業助成金を活用して南自治会のテーブルとイスの整備について補助金を計上いたします。次に、TVHテレビ北海道でありますけれども名寄中継局の整備に伴う

経費の追加であります。この整備費の総額 9,555万9千円につきましては株式会社テレビ北海道、国、そして視聴エリア内の4自治体によって負担することとなっております。自治体負担につきましては視聴間を世帯数によって案分されますが美深町は自治体負担分の8.8%、400万4,352円を負担することとなっております。町内の難視聴地域には光ファイバーを通じてテレビ放送を再送信しておりますのでTVHの再送信に必要な設備費を追加するものであります。次に、民生費ですが障害者自立支援特別対策事業負担金補助金について北海道の事業廃止に伴って軽減するものであります。次に、衛生費ですが4市町村で取り組む一般廃棄物処理計画広域策定事業について先般入札が終えられ4市町村の協議によりそれぞれの負担が決定をいたしました。これに基づいて負担金を追加するものであります。次に、農林産業費ですが農業は厳しい状況に直面しております。持続可能な力強い農業の実現を目指して現在各営農集団を単位とする人・農地プランいわゆる地域農業マスター・プランの策定を進めているところであります。このプラン策定にかかる人・農地プラン検討委員に対する費用弁償、このプランを実現するために農地集積に協力いただいた方々に対する農地集積協力金、そして農業を始めてから経営が安定するまでの5年間、年間150万円を給付する青年就農給付金について措置をいたします。これら北海道の戸別所得補償経営安定推進事業補助金などを財源とするものであります。林業施設等整備事業補助金につきましては美深林産協同組合の固定式チッパー導入にかかる経費の補助でありますが事業費の増加見直しがありました、北海道の森林整備加速化、林業再生化事業補助金を追加し美深町企業立地推進条例に基づく補助金を合わせて補助するものであります。次に、商工費ですがきたいっしょ推進協議会の観光促進事業に対して一般財源で98万円の負担金を措置していたところですが、国の食と地域の交流促進対策交付金が受けられることになりましたので町の補助については取りやめることといたします。次に、土木費ですが4月下旬急激な融雪が進んだことで天塩川が増水し内水対策を実施致しました。これらに要した経費を追加いたします。次に、消防費でありますが、水道事業会計で実施する消火栓1カ所でありますがこれを修繕に要する経費については消防事務組合へ負担することとなります。この負担金について追加をいたします。教育費では、スクールバスの対物事故でこれは2月15日に発生したものでありますけれども修繕費を追加いたします。これは共済金と損害賠償金で全額賄われることとなるわけであります。先に報道がありましたジュニアトランポリン全国大会に美深小学校から1名の出場が決定をいたしました。大会参加経費にかかる経費について補助金を追加するものであります。災害復旧費ですが、雪解け後、町の各施設を点検したわけでありますが道路など4カ所で融雪災とみられる損壊がありました。町道川西6号線延長25メートル程度であります。さらに町道シマロッ

線これは延長 260 メートル程度になります。のり面の崩壊、さらに班渓地区の普通河川では護岸延長だいたい 30 メートルでありますのが崩壊しております。さらに恩根内放牧場パドックのり面崩壊の復旧にかかる工事請負費について追加いたします。また、下水道事業特別会計への繰り出しにつきましては今回補正する施設の維持管理にかかる経費について一般会計から繰り出すもので特別会計において説明を申し上げます。

次に、歳入でありますけれども歳出で説明したもののはかに 13 款国庫支出金では市街地のフレックスバスによる新しい交通サービスの実施運行に対して過疎地域等自立活性化推進交付金の採択を受けましたのでこれを追加します。14 款道支出金では障害者福祉システムの改修にあてる補助金の決定に伴う追加であります。この追加補正に必要となる財源等につきましては特定財源を充てるほか繰越金で措置することといたしました。以上によりまして、一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ 5,052 万円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 44 億 693 万 3 千円となるものでございます。

次に、議案第 33 号 平成 24 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 1 号についてであります。今回の補正は北海道後期高齢者医療広域連合に納付する平成 23 年度からの繰り越し分保険料の補正であります。歳出では後期高齢者医療保険料納付金を 3 万 9 千円追加し歳入につきましては前年度繰越金として同額を補正して財源とするものであります。以上によりまして、後期高齢者医療保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 3 万 9 千円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 6,663 万 9 千円となるものでございます。次に、議案第 34 号 平成 24 年度美深町下水道事業特別会計補正予算 1 号についてでございます。今回の補正予算につきましては浄水管理センターの機械設備の修繕費と合併浄化槽の消耗品の追加であります。財源は一般会計繰入金を持って措置することといたします。この結果、歳入歳出それぞれ 24 万 5 千円を追加いたしまして予算総額は 2 億 7,044 万 5 千円となるものでございます。次に、議案第 35 号 平成 24 年度美深町水道事業会計補正予算 1 号についてであります。今回の補正予算につきましては老朽化した消火栓 1 基の更新工事を行うものであります。資本的収入及び支出では収入で他会計負担金、消防事務組合でありますけれども 60 万円を追加し支出で建設改良費として 60 万円を追加いたします。この結果、資本的収入総額 2,078 万 8 千円、資本的支出総額 1 億 820 万 2 千円となるものであります。

以上、一般会計 2 特別会計及び水道事業会計の補正予算の提案説明といたします。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の議案第32号をご覧下さい。

議案第32号平成24年度美深町一般会計補正予算第4号。

平成24年度美深町一般会計補正予算第4号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 議案第33号に関しまして別冊配布の議案に基づきましてご説明を申し上げます。

議案第33号平成24年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算第1号。

平成24年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 産業施設課長。

○産業施設課長（木戸一博君） 議案第34号の説明をいたします。

平成24年度美深町下水道事業特別会計補正予算第1号。

平成24年度美深町下水道事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○ 産業施設課長（木戸一博君） 次に、議案第35号の説明をいたします。

平成24年度美深町水道事業会計補正予算第1号。

平成24年度美深町水道事業会計補正予算第1号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第32号から35号までの説明を終了いたします。

◎ 日程第12 報告第5号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 報告第5号を議題といたします。

総務住民常任委員会ならびに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告がございます。この際、委員長から調査の経過と結果について報告をいただきます。

まず、総務住民常任委員長、4番 南君。

○4番（南 和博君） 総務住民常任委員会は下記の事件について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告いたします。調査事項、第5期美深町後期高齢者福祉計画・美深町介護保険事業計画についてを調査事項といたしました。調査内容は1、計画の概要について、2、在宅介護、施設介護の現状と課題について。調査方法は聞き取り調査。調査日は平成24年5月7日。調査の目的は、介護保険制度は平成12

年4月に制定され、その後、国により3年ごとに改正が加えられ、本年平成24年度においても改正がなされた。この改正に伴い、わが町の第5期美深町高齢者保健福祉計画、美深町介護保険事業計画も改正されたため内容について調査するものであります。

調査の内容については資料を参照いただきたいと思います。

調査のまとめを申し上げます。

国の制度改正に伴う第5期美深町高齢者保健福祉計画・美深町介護保険事業計画は高齢者を地域で支える地域包括ケアシステムの構築が掲げられています。その中でわが町においても町内会、自治会内における隣人とのかかわりが希薄になりつつあり、今後はさらに社会福祉協議会や民生委員協議会と地域が一体となった地域包括ケアシステムをいかに構築していくかが課題であるが今年度から地域支え合い体制づくり事業を推進し課題を解決する考えが示された。地域包括支援センターが主体となって事業の推進にあたることは当然ながら今後は介護事業をより地域全体のものとして展開することが求められている。今回計画策定の中で介護保険料を引き上げたことから介護事業の安定化を図ることを強く求めるとともに第4期計画の課題解決に向けたサービスの充実を図り、第5期計画の着実な実行を求めるものであります。在宅介護の現状と課題については、居宅サービスの増加に対応したサービスの充実と介護家族の介護の軽減を図る上の短期入居者対策の充実も必要。また、居宅介護者の増に伴い、きめ細やかな見守り体制の構築に防災端末機の利活用の一層の推進をすべきである。住宅改修の助成事業も改修金額が高額化している点、利用度が高い点からさらなる支援を講ずるべき。今後の介護予防の重要性から戦後生まれの高齢者である団塊の世代を考慮したこれまでと違う要素も取り入れた取り組みが必要である。総体の課題として、サービスの充実を図るには介護支援専門員、訪問介護員等の介護事業にかかわる人材育成、人材確保が急がれることからこれらのさらなる施策の充実を図るべきである。施設介護の現状と課題については、現状の施設の老朽化ならびに時代に即していない施設環境の改善を早急に進めるべきである。また、美深厚生病院介護療養型病床が廃止された場合の対策が急がれる。さらに、特別養護老人ホーム待機者の入所までのソフト・ハード両面の支援策を講ずるべきである。高齢者の権利擁護の観点から財政との関係も理解しつつ民間活力を活用しながら必要な総合的な施設整備が必要である。

以上、報告を申し上げます。

○議長（倉兼政彦君）　只今の委員長報告について質疑がございましたら発言を願います。
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君）　ないようですので、次、産業教育常任委員長、7番　諸岡君。

○ 7番（諸岡 勇君） 調査事項は簡易水道事業及び給水施設の現状と課題について。1、簡易水道事業の運営状況と課題について。2、恩根内浄水場の施設の状況について。3、水道利用組合が管理する給水施設の現状と課題について。調査の目的、わが町の簡易水道の恩根内浄水場及び各地域の水道管理組合などが管理する給水施設については設置されてから数十年が経過している。このことから各施設の現状と課題、今後の方向性について調査するものであります。調査結果また概要等については資料の通りでありますので一読願います。

調査のまとめとしまして、わが町の簡易水道事業、各地域の給水施設の給水事業においては適正な維持管理によって安全で安定した水の供給を保つため日々努力をされているところである。簡易水道事業については美深町北部の広範囲にわたり総延長44キロメートルを超える配水管等の設備を有しており管路の老朽化や戸数減少が進む中で維持管理費の増加、水道料金の収入減少が今後予想される。これらを踏まえて引き続き、計画的な機械設備の点検・修繕を行いながら効率的な事業運営に向けて給水人口や有収水量をどう確保していくかが大きな課題であり今後検討が必要である。各地域の給水施設については設置後30年以上経過している施設も多く、機械設備の修繕にあたっては組合負担も多額にかかることから財源的に厳しい状況にある。さらに給水戸数の減少に加え、高齢化により維持管理がより困難になってきており当面する課題は多い。特に人口減少については深刻でその料金収入をもって施設の維持管理運営を賄っている各水道管理組合にとっては急務な問題であり、町としても今後の方向づけが早期に求められる。水道事業全般的として清潔で安全かつ安定した水の供給に向けた水源の保全や施設設備等の維持管理の経費の軽減に一層努められ、給水人口の減少を考慮した施設統合など事業運営の効率化について将来を見据えた施策を講じることが必要である。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

◎ 日程第13 休会日の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 休会日の決定を議題といたします。

お諮りいたします。議案調査のために明日12日を休会にしたいと思いますがそのように決定してご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、明日12日を休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会といたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 2時09分

平成24年第2回定例会
美深町議会会議録

第2号 (平成24年6月13日)

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第29号 (美深町税条例の一部改正について)
- 第 3 議案第30号 (美深町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 第 4 議案第31号 (美深町印鑑条例及び美深町災害見舞金交付基金条例の一部改正について)
- 第 5 議案第32号 (平成24年度美深町一般会計補正予算(第4号))
- 第 6 議案第33号 (平成24年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号))
- 第 7 議案第34号 (平成24年度美深町下水道事業特別会計補正予算(第1号))
- 第 8 議案第35号 (平成24年度美深町水道事業会計補正予算(第1号))
- 第 9 議員派遣の件
- 第10 承認第2号 (閉会中の所管事務調査の申し出)
- 第11 意見書案第1号 (森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出)

◎出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 小口英治君 | 2番 藤守千代子君 |
| 3番 藤原芳幸君 | 4番 南和博君 |
| 5番 中野勇治君 | 6番 山本進君 |
| 7番 諸岡勇君 | 8番 林寿一君 |
| 9番 岩崎泰好君 | 10番 齊藤和信君 |
| 11番 倉兼政彦君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	渡辺英行君	住民生活課長	瓜田晃君
産業施設課長	木戸一博君	会計管理者	長岐和彦君
総務グループ主幹	川端秀司君	企画グループ主幹	玉置一広君
生活環境グループ主幹	望月清貴君	保健福祉グループ主幹	山崎義典君
税務グループ主幹	羽野保則君	農業グループ主幹	草野孝治君
施設グループ主幹	杉本力君	管理グループ主幹	南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長	宮原宏明君	教育長	石田政充君
教育次長	吉田克彦君	教育グループ主幹	後藤裕幸君
教育グループ主幹	荒木久恵君	幼児センター長	清水目桂子君

◎農業委員会

農業委員会会长	外崎敬雄君	事務局長	木戸一博君
---------	-------	------	-------

◎監査委員

代表監査委員	岡崎三郎君	事務局長	長谷川浩君
--------	-------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	長谷川浩君	事務局副本主幹	中村稔君
------	-------	---------	------

開会 午前10時00分

◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11名、全員出席です。

定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長から行わせます。

事務局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

閉会及び休会中に議長が受理した要望書について申し上げます。

小中学校における完全給食の実施に関する要望書が7団体より2件、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について、美深町学校給食に関する要望書の4件であり、これらは資料としてその写しを配布しております。

次に、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。

町長から専決第11号 損害賠償の額の決定、専決第12号 平成24年度美深町一般会計補正予算第3号、代表監査委員から平成24年6月実施の例月出納検査報告書の3件であり、お手元に写しを配布しておりますのでご覧いただきます。

次に、追加議案について申し上げます。

議会側から承認1件が提出されており本日の会議に付議しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎ 日程第2 議案第29号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 議案第29号 美深町税条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第29号に対し質疑を行います。質疑のある方はご発言をお願いいたします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がないようですのでこれにて質疑を終了いたします。

これから議案第29号に関し討論を行いますがございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第29号について採決を行います。

議案第29号 美深町税条例の一部改正について原案の通り決定することに賛成の方の举手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第29号 美深町税条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第3 議案第30号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 議案第30号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第30号に関し質疑を行います。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑がないようですので質疑を終了いたします。

これから討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第30号について採決を行います。

議案第30号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第30号 美深町国民健康保険税条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第4 議案第31号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第31号 美深町印鑑条例及び美深町災害見舞金交付基金条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第31号に関し質疑を行います。

5番 中野君。

○5番（中野勇治君） 現在この条例の対象になる人数はどのくらいになるのでしょうか。

- 議長（倉兼政彦君） 生活環境グループ主幹。
- 生活環境グループ主幹（望月清貴君） この法律が施行する前は外国人登録という形をとっておりますけれども、現在は町内に 16 名の方がいらっしゃいます。
- 議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
- これから討論を行いますが討論はございますか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第 31 号について採決を行います。
- 議案第 31 号 美深町印鑑条例及び美深町災害見舞金交付基金条例の一部改正について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- （全員挙手）
- 議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第 31 号 美深町印鑑条例及び美深町災害見舞金交付基金条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第 5 議案第 32 号

- 議長（倉兼政彦君） 次、日程第 5 議案第 32 号 平成 24 年度美深町一般会計補正予算第 4 号を議題といたします。
- 質疑に入る前に説明員の方から訂正がございますのでお聞きいただきたいと思います。
- 総務課長。
- 総務課長（渡辺英行君） 議案第 32 号 平成 24 年度美深町一般会計補正予算第 4 号について過日説明をさせていただきましたがその中に誤りがありましたので訂正をさせていただきます。
- 議案書の 7 ページ、8 ページ歳出でございますが、2 款 1 項 5 目まちづくり推進費 19 節負担金補助及び交付金、コミュニティー助成事業補助金の内容でございますが南自治会に対する会議用テーブル 80 台、それからイス 70 脚、台車 2 台と説明をさせていただきましたが会議用テーブルにつきましては 20 台の誤りでございます。

訂正をしてお詫びを申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） これから議案第 32 号に関し質疑を行います。

1 番 小口君。

○1 番（小口英治君） 8 ページのコミュニティー助成事業補助金についてお聞きをした

いのですが、これは増設にするのか今までのものに更新するのか、今まででは入れ替え等が他の自治会等でもあったと思うのですが今まで使っていた備品類の処理をどのようにしているのかが1点と、10ページの1番上の教育費の修繕料なのですが今回はたまたま言い方はおかしいのですけれども被害に遭ったような状況で損害賠償等も歳入の方で入っているのですがこれは運行しているのが指定管理者でありまして指定管理者の事故等の対応はどうになっているのか、この2点をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） コミュニティー助成の備品の関係ですが、今回につきましては備品を更新するという事業となっております。それと、今まであった備品につきましては基本的に処分をするということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（後藤裕幸君） 今ご質問の自動車運行に関するバスについては指定管理ではなく委託をしておりまして、その中で今回の事故については報告を受けその後の処理をしております。

○議長（倉兼政彦君） 教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（後藤裕幸君） 今回の事故に関しては指定管理ではなくて委託業者ということになっておりまして事故に対する対応については委託業者の方からキチンと教育委員会の方に報告を受け教育委員会の方で処理をしているということになっております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 今のバスの方ですけれども、こちらでお聞きしているのは私の方で指定管理と委託の間違えがあったと思うのですが、例えば委託業者が加害者になった場合、今回は被害者ですけれども例えば加害者になった場合の委託業者に対し、口頭での指導だけなのか、どのようにペナルティーを科して委託業者に次年度の契約のときにそれが反映されるとかその辺のことをお聞きしていますのでお答えいただきたいと思います。

それと、コミュニティーの助成の方ですが、処分をするという回答があったのですけれども当然町の備品等は処分をするというのは捨てるのかと思うのですが財産の備品は競売とかそのようにするのが当然だと思うのですけれどもその点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 備品につきましては老朽化したことによって更新をするということでございますのでそういう面においては廃棄処分をするという考え方でございます。

○議長（倉兼政彦君） 教育次長。

○教育次長（吉田克彦君） 只今の1番議員さんからの質問の関係なのですが、今回発生しましたスクールバスの事故につきましては住民の足を守るということで路線バスを兼ねての走行中の事故であったわけですが、当日の気象状況が猛吹雪で2月15日なのですが当日の気象状況などを考えると厳しい状況の中での運行であったと思います。そして、運転者も気をつけて運転はしておりますが事故が起きた現象を考えると避けるに避けられなかった事故ということで教育委員会としましては今後の運行について的確な判断と慎重な対応に努めております。そして安全運転の徹底を指導しております。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 加害者になった場合の対応はどのようにやっているのかということで、答弁漏れではありませんか。

机等の更新ですが古くなったから廃棄処分をするということですがその辺のいくら以上のものは競売に付すとかそういうことはないのですか。ただ、古ければ処分をしてしまうということでよいのでしょうか。当然、競売に出せば厳しい財政の中で当然町の収入も増えると思いますけれどもその決めがあるのでしたらお示しいただきたいと思いますので的確な答弁をお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 南の改善センターは自治会のものではありませんか。今回の部分について聞いているわけですからきちんと答弁をお願いします。

総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 机の関係でございますが、当初設置しています南自治会にあるテーブルにつきましては町の財産でありまして先程企画グループ主幹が申し上げました通り老朽化して使えないというものについては廃棄処分をしておりまし、自治会内で使えるものについてはそのまま使ってもらうということです。経年経っておりますので相当数は使えないという状況であります。他の備品関係についても基準というものはあるのかということですが、一定の基準というのは年数になるのだろうと思っております。こういったもので使えるものについてはまさしくおっしゃる通り競売にかけながら販売をしたり無償の提供という場合もあるかと考えているところでございます。現在、備えている備品については町の備品であります。それから、今般購入する備品につきましては今度は自治会の備品となるかと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育次長。

○教育次長（吉田克彦君） 加害者となった場合の関係なのですが、状況によって変わっ

てくると思いますが委託者として委託会社が適正かどうかということをその時その時で判断していきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 8ページの第6款農業産業費の中の青年就農給付金ですけれどもこれは1年間の金額なのか、それとも農業の就労時間というのが決まっているわけですけれどもだいたい5月から10月までなのかとそのような感じで、これはどういう形で給付をするものなのか聞かせてください。

次に、10ページ保健体育費の中の総務費の中に各種大会開催等補助金が載っているわけですけれども、参加者1名それから指導者1名の2分の1の参加料を補助するという金額になっております。そういう規定になっているのだと思いますけれども、私は前々からこの点につきましては全国大会等に参加することはとても名誉なことであり、そういう発生するものではないでしょうけれどももう少し考えていくべきではないかという提案をしたことがあるのですけれども一向に変わっていないわけです。せっかく全国大会に出て私共の街をPRするわけですから、そしてまた美深町はスポーツの町として全国に発信をしているところなわけです。その辺についてもう少し配慮があってもよいのではないかと思うのですけれども基準の見直しをされた経緯がないようすでにお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） 青年就農給付金の関係でございますけれども、これは農業を始めてから経営が安定するまでということで最長5年間給付を受けられる新しい国の制度となっておりまして1年間で1人150万円という定額になっております。また、5月から10月云々とございますけれどもこれは月割という基準ではなくて年間150万円という給付制度になっておりまして当町の場合は2件分で300万円を見ておりますけれども酪農家これは通年事業を行っておりますけれども耕種農家とか酪農畜産ですとかそういう区別はございません。1人あたり年間150万円という形での定額給付ということになっております。

○議長（倉兼政彦君） 教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（後藤裕幸君） 今お尋ねの全国大会に対する参加助成の関係ですが、色々議論はしておりますが現在の2分の1が今のところ妥当ではないかということで今後もこのような助成ということで行っていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○ 2番（藤守千代子君） 青年就農給付金ですけれども、これは実際に青年の方が自分で事業を起こしている方に対する補助金という形になるのか、それとも親元で後継者として働いているものに給付されるものなのか、その点を聞かせてください。

それと、先程の全国大会の件ですけれども、この件につきましては前にも全国大会・全道大会に行くときにせっかく美深町はスポーツ少年団あるいはキッズ、スキー、そういうものが随分と盛んになり、世界に羽ばたこうという名目を打ち出しながら指導をしている中でなぜもう少し考えができないのか、前から二分の一というのは承知しておりますがそれを改善すべきだと思います。そのためには基金でも積んだらどうですかという提案もしたのですけれども議論がされてきていないということなのです。たぶんこの方は小学生だと思いますけれども全国大会に行くということは相当な努力をして親の負担も多いのではないかと、そういう中でもう少し配慮があっても良いのではないかと思います。なぜかといいますとエアリアルも世界に羽ばたこう、オリンピックを目指そうといいながら、それは町がどれだけ助成をしているのか。さまざまな合宿等については助成はしていることはわかっておりますけれどもこの参加するにも1日か2日前に行つたのではやはり大変なこともあるわけで向こうに行って練習もしなければならないというハンデを負いながら出掛けていくわけですからその辺の議論を教育委員会の中でどうされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） 青年就農給付金の関係でございますけれども、要件が細かくございまして45歳未満の方で新規参入、自営でやられる方、そのほか農家の師弟の方の場合は親元に就農してから5年以内に親から経営を継承する場合が対象となります。また、親と別の経営できちんと収支を分けて申告も別にするという耕種と酪農畜産を分けるといった形で別の経営をする場合がこの給付の対象となるわけで給付金ということで農業を始めて経営が安定するまで支援をしますという性格のものとなっています。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 今各種大会の補助金の関係でご質問をいただきまして補助率の問題等の話でございます。補助率そのものが以前から変わっていないということでこれについては一定程度公平性の問題もありますし色々な部分で、ただ対象経費としてみる分は最大でみさせていただいております。その中で大会に参加される場合に町からの補助金2分の1は2分の1として、それから色々な形で各団体との支援等がされているという話も聞いておりますのでそれがあるからよしということではありませんけれども負担と補助との兼ね合いといったものを考えると2分の1程度が相当だろうというのは以前からの考え方

でございます。それから今基金のお話しもありました。これは何回か、以前からご質問をいただきてこれについても具体的にどうしようかという話を少し各団体等ともさせていただいている経緯もございます。ただ、基金そのものは町費だけでよいのかどうかという考え方もその辺の整理もしなければならないという考え方の中で、やはりその部分については民間の方の力も借りる中でそれでその中で町としてどこまで許されるのかという町側との協議もしなければならないという大きな課題だろうと思っております。そういう部分でなかなか現実として先が見通せていないという状況にあるということをご理解いただきたいと思いますし、可能な限り色々な努力をしていきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 7ページ、8ページですけれども、林業の施設整備事業補助金ということで968万2千円という中身であります。これは国が376万円、町が592万円ということでチッパーに対する補助ということなのですが年度当初は1,600万円の補助について補助金の形で提出をされていますが、これは国なり道なり町なり、一連の当初等の計画の中で、今日は国の補助がついたということだと思いますがこれらについてもう1点整理された年度当初の予算含めてどのようにになって今日に至ったのか、その点について教えていただきたいと思います。

それから、農地の集積協力金の関係についてお聞きをしたいのですが、農業振興費ということで出されているのですが農地集積の関係については件数は2件ということですが具体的にはこういった協力金というのが初めてなのかと思っているのですがこれらの経過といいますか、どのような背景があってどのようにこの予算面で表れてきているのか、協力金の関係についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 最初の質問のチッパー機の当初予算と増額の部分の経緯なのですけれども、チッパー機自体の申請は事業主体である林産共同組合が直接北海道の方にするものでありますその審査も上川総合振興局が申請に基づいてやるわけですけれども当初1,000万円につきまして審査した結果、モーターが110キロ相当のモーターで申請をしていたのですけれども増産体制に対するチッパーの更新と老朽化に対するチッパーの更新ですのでそれらを審査した結果、総合振興局の方では150キロ相当のモーターでないとだめだという審査結果になったと聞いております。それによって事業費が機械設備等の増強により上がった分について今回の事業料の増額となった次第であります。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） 農地集積協力金の関係でございますけれども、これは先ほどの青年就農給付金と同じく国の今年度からの新しい施策ということになっております。これは昨年10月我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針、基本計画を受けて、それぞれ新しい国の事業がスタートいたしました。農地集積協力金につきましては費用弁償で予算を組みました人・農地プランに定めるものが要件となっておりまして、離農される方がすべて農地を貸す場合ですとか、土地利用型農業から経営転換して畑をやめるという場合、それから農地の相続人、そういった場合のみ対象となる案件でございます。これも細かく要件が定められている新しい制度でございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 新しい国の制度の中の農地集積の関係については議長の方で詳しい資料等について求めてみたいと思いますが、これを検討いただきたいと思います。それから集積協力ということですが農地を集積しようとする例えば離農者・土地利用者にかかるものだと思うのですがこれらについてはこういった公表されるものなのかどうか、担当の者だけがわかるものなのか、その点についてお聞きをしておきたいと思います。それと農地集積対象者が現時点ではどのような形になっているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） あくまでもこの交付対象者は農地利用の集積の円滑化団体に10年以上の白紙委任を、どなたか分かりませんけれども貸しますという委任をするのが要件になっております。当町の農地につきましては改善組合それぞれ営農集団ありますのでこれらの中で誰に貸すのかということを調整されまして最終的には農業委員会に諮って農業委員会で公表、ここで公になるような手続きになっているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） ただ今、諸岡君から資料の要求的なものがございましたけれども、これらの資料については一般に出回っておりますのでお調べをいただければと思います。

6番 山本君。

○6番（山本 進君） 8ページの同じく農業費についてお尋ねをしたいと思います。人・農地プラン作成委員12名中、確か説明では7名という費用弁償で8万1千円かと理解をしているのですけれども、これは24年の1月に発表されてから2月に当町については説明会等をやられていると思うのですけれどもこのプランの進捗状況と作成委員の構成メンバーについてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） 人・農地プランの進捗状況でございますけれども、当町においては地域ごとに作成するということで10の営農集団単位に人・農地プランを作成するように進めているところでございます。それぞれ地域の集団で話し合いを行って町の方でそれぞれの地域の人・農地プランの原案を作成して検討会に諮るという内容になっておりまして、これまで特に先ほどの農地集積協力金等々を受けるためには人・農地プランが登載されていることが要件となっております。川西地区、吉野地区、敷島地区、先行してこの3地区が話し合いを終え、人・農地プランの作成が終了している状況となっておりまして残る7地区につきましては営農集団長会議等でも協議をしまして現在の農繁期を終えた段階で順次話し合いを持っていくという形になっております。諸々の交付金の交付を受けるためについては必須となっていますがその部分については急いでの取りまとめとなりましたがその他今後8月、9月をめどに遅くても全地区について人・農地プランを策定してもらいたいと考えているところでございます。あと、検討会の委員でございますけれども、12名おりまして農協、農協女性部、農業委員会、農用地利用改善事業連絡協議会、もち米生産組合、畑作生産組織連絡協議会、畜産組織連絡協議会、上川農業改良普及センター上川北部支所、土地改良区、上川北農業共済組合、あと、法人経営者の代表と女性農業者の代表ということで12名で構成しているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 6番 山本君。

○6番（山本 進君） 理解をしたところなのですけれども、それからみますと8万1千円の補正は非常に少ないのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） 提案説明をいたしましたけれども、12名の検討委員のうち官公庁といいますか、こちらの方については費用弁償の支給は行なわないということで7名分を3回見込んでおります。それで、2キロ以上の方は車賃、あわせて8万1千円ということで今年度最初の策定の年だということで1回で検討会は終わらないだろうということで3回の見込み額ということで8万1千円となっております。半日当ということで1人1回3,500円という町の基準となっているものでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければこれにて終了いたします。

これから議案第32号について討論を行ないますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号について採決をおこないます。

議案第32号 平成24年度美深町一般会計補正予算第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、議案第32号 平成24年度美深町一般会計補正予算第4号については原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第33号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 議案第33号 平成24年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

これから質疑をおこないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号について採決をおこないます。

議案第33号 平成24年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、議案第33号 平成24年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算第1号については原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第34号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第34号 平成24年度美深町下水道事業特別会計補正予算第1号について議題といたします。

これから質疑をおこないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行ないますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号について採決をおこないます。

議案第34号 平成24年度美深町下水道事業特別会計補正予算第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、議案第34号 平成24年度美深町下水道事業特別会計補正予算第1号については原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第35号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第35号 平成24年度美深町水道事業会計補正予算第1号について議題といたします。

質疑をおこないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行ないますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号について採決をおこないます。

議案第35号 平成24年度美深町水道事業会計補正予算第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、議案第35号 平成24年度美深町水道事業会計補正予算第1号については原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議員派遣の件

○議長（倉兼政彦君） 日程第9 議員派遣の件を議題といたします。

本件は平成24年度北海道町村議會議長会議員研修会にかかる派遣です。

お諮りいたします。

会議規則第122条の規定によりお手元に配布のとおり議員の派遣を承認したいと思いま

すがご異議ございませんか。

(全員賛成)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。

従って、議員派遣の件については承認と決定いたしました。

◎ 日程第10 承認第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出であります。総務住民及び産業教育常任委員会ならびに議会運営委員会からお手元に配布の調査事項につきまして閉会中の事務調査の申し出です。

本件、申し出のとおり承認したいと思いますがそのように決定してご異議ございませんか。

(全員賛成)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。

従って、総務住民及び産業教育常任委員会ならびに議会運営委員会からの閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定いたしました。

ここでお諮りをいたしますが、諸岡議員ほかから意見書案第1号が提出されておりますのでこれを日程に追加し、追加日程第11として議題にしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。

◎ 追加日程第11 意見書案第1号

○議長（倉兼政彦君） 追加日程第11 意見書案第1号を議題といたしますが資料配布をいたしますので暫時休憩といたします。

午前 10時54分 休憩

午前 10時56分 再開

○議長（倉兼政彦君） 資料配布が終わりましたので会議を再開いたします。

追加日程の第11として意見書案第1号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書案について諸岡君から本件の趣旨説明をお願いいたします。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 意見書案を提出するのですが、字句訂正をさせていただきたいと

思います。意見書案の裏側を見ていただきまして7番目に国有林の一般会計化をよるとなっていますが、をはいらないのではないかと今事務局と打ち合わせをしましたので訂正をしていただきたいと思います。

それでは、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書案ということです。今回の提出者は私諸岡、賛成者は中野議員、小口議員、藤守議員、南議員であります。提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣、復興大臣ということです。

内容について案を提出します。近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、昨年以降、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっているところである。しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は一段と厳しく、引き続く経済の低迷は経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしている。このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山林の活性化を図っていくためには国の森林・林業基本計画等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに道産材の利用促進などにより、森林資源の循環利用を進め、森林・林業の再生を図ることが重要である。また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。

よって、国においては次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策を促進するため、間伐等促進法を平成25年度以降も延長し、間伐や森林などの造林補助事業に対する都道府県や市町村の負担を軽減するための地方債の特例措置を引き続き継続すること。
- 2、地球温暖化防止、特に平成25年度以降の森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど安定的な税・財源を確保すること。
- 3、安定的な林業経営の確立に向け、直接支払い制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、フォレスター・現場技能者等の人材の育成確保対策の強化を図るとともに森林施業の集約化や機械化の推進など効率的施業の推進と助成の拡充を図ること。
- 4、環境貢献に着目した住宅・土木用資材や建築物への国産材利用の推進、特に公共建築物等木材利用促進法を踏まえ、木材公共施設等の整備へ助成の拡充を図ること。また、固

定価格買取制度等を積極的に活用した木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用を促進すること。

5、地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進、また、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進すること。

6、森林・林業再生にとって不可欠な森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットの手段である森林の損害を補償する保険の仕組みを確保すること。

7、国有林の一般会計化による公益的機能の一層の発揮、森林・林業再生に向けた貢献及び現場管理の実情を踏まえた安定的な管理運営体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出をするものであります。

議員の皆様のご検討をいただきましてご賛成いただきますようお願いを申し上げ、意見書の提案にかえます。

○議長（倉兼政彦君） 提案説明が終わりましたのでお尋ねのむきがあれば発言をお願いします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ないようですので以上で質疑を終わります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから意見書案第1号について採決をおこないます。

只今、提案のありました意見書案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、意見書案第1号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書案は原案のとおり決定されましたのでそれぞれ所管省庁に意見書を提出することいたしました。

これで本定例会に付議されました案件の一切を終了しました。

これで平成24年第2回美深町議会定例会を閉会といたします。

どうもご苦労様でした。

閉会 午前11時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 倉兼政彦

署名議員 小口英治

署名議員 藤守千代子